

## 令和5年度松山空港国内線新規路線等需要調査・創出事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、コロナ禍における松山空港の利用を促進するとともに、中期的な新規路線の誘致等、将来に向けた路線の維持拡充を見据えた航空需要の創出と需要動向の把握（以下「国内線新規路線等需要調査等」という。）のため、旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けている事業者に限る。以下同じ。）が松山空港発着の国内線（チャーター便を含む）を利用する旅行商品を造成した場合について、この要綱の定めるところにより、当該旅行会社に対して、予算の範囲内で令和4年度松山空港国内線新規路線等需要調査・創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けている事業者であって、前条の目的に照らし会長が適当と認めるものとする。

### (補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付対象は、旅行会社が行う松山空港発又は松山空港着の旅行商品の造成事業であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 松山空港発着の国内線（チャーター便を含む）を1区間以上利用すること。
- (2) 会長が別に定める空港（以下「指定空港」という。）への定期国内線の就航を想定した場合に、当該旅行商品の行程が合理的と認められること。ただし、松山空港と指定空港間の直行チャーター便（以下「直行チャーター便」という。）による場合はこの限りではない。
- (3) 当該旅行商品が催行され、催行時に15人以上の参加があること。
- (4) 当該旅行商品は交付決定の日から令和6年1月31日までの間に催行されるものであること。（ただし、第5号による国内線新規路線等需要調査等も含めた事業実施期間は、交付決定の日から令和6年2月29日までとする。）
- (5) 国内線新規路線等需要調査等について、会長が必要と認めるデータの提供等を行うこと。なお、提供されたデータについては、第1条の目的に照らし必要な場合には、第三者に提供する場合があること。

### (補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の限度額並びに補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

### (補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助

事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第4号）に、関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（補助金額の確定及び補助金の交付）

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第5号）を、会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 会長は、前条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 会長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）に、関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（指導監督）

第14条 会長は、補助事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消等）

第15条 会長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、補助金を返還するものとする。

- (1) この要綱又は第6条の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付決定された補助金については、この要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の限度額	補助率
松山空港国内線 新規路線等需要 調査・創出旅行 商品造成助成	旅行商品の造成に要する次の 経費とする。 (1)企画費 (2)直行チャーター便の利用 に要する経費 (3)広告宣伝費 (4)その他会長が特に必要と 認める経費 ただし、次の経費を除く。 (1)支払いの事実を第三者が 確認できる書類等の添付が ない経費 (2)消費税及び地方消費税 (3)租税公課費 (4)振込手数料 (5)その他会長が不相当と認め る経費	(1)直行チャーター便 (往復)利用の場合 ：1旅行商品当たり 300千円 (2)直行チャーター便 (片道)利用の場合 ：1旅行商品当たり 200千円 (3)上記(1)(2)以外の場合で、 指定空港への定期国内線の 就航を想定した場合に当該 旅行商品の行程が合理的と 認められるものの場合 ：1旅行商品当たり 100千円	10分の 10